

消防本部  
令和5年(2023年)11月24日調製

# 定例会提出予定案件資料

ページ

1	令和5（2023）年度補正予算概要 .....	1
2	函館市火災予防条例の一部を改正する条例の骨子 .....	2～7

# 1 令和5（2023）年度補正予算概要

一般会計

[歳 出]

消防費

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特 定 財 源
常 備 消 防 費	△5,991	消防緊急情報システム 関係経費減 △5,991 消防緊急情報システム 更新事業費減 △5,991	(地方債) 消防緊急情報 システム更新 事業債 △100

## 2 函館市火災予防条例の一部を改正する条例の骨子

### (1) 改正の理由

キュービクル式以外の変電設備等の位置の基準に関する規定を改め、蓄電池容量が20キロワット時以下の蓄電池設備の設置等の届出を要しないこととし、および対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、蓄電池設備等の構造等の基準に関する規定を改めるため

### (2) 改正の内容

#### ア 変電設備について（第13条）

屋内に設ける変電設備について、キュービクル式以外のものについても建築物等の部分との間に換気、点検および整備に支障のない距離を保つこととするよう規定を改める。

#### イ 急速充電設備について（第13条の2）

雨水等の浸入防止措置を講ずる対象を筐体とするよう規定を改める。

#### ウ 蓄電池設備について（第15条）

(ア) 条例規制の対象から除く蓄電池設備について、蓄電池容量が10キロワット時以下のものおよび蓄電池容量が10キロワット時を超える20キロワット時以下のものであって消防庁長官が定める出火防止措置が講じられたものとするよう規定を改める。

(イ) 開放形鉛蓄電池を用いたもの以外のものについて、耐酸性の床上または台上に設けなくてもよいこととするよう規定を改める。

(ウ) 屋外に設ける蓄電池設備について、消防庁長官が定める延焼防止措置が講じられたものにあっても建築物からの離隔距離を不要とするよう規定を改める。

(エ) 屋外に設ける蓄電池設備について、雨水等の浸入防止措置を

講じたキュービクル式のものでなくても、雨水等の浸入防止措置が講じられた筐体に収めればよいこととするよう規定を改める。

- エ 火を使用する設備等の設置等の届出について（第53条）  
蓄電池設備等の設置等に係る届出対象について、蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除くよう規定を改める。
- オ 固体燃料を用いたちゅう房設備（炭火焼き器）の離隔距離について（別表第3）  
固体燃料を用いたちゅう房設備（炭火焼き器）に対応した離隔距離を新たに定める。

(3) 施行期日

令和6年1月1日

(4) 経過措置

施行の際現に設置され、または設置の工事がされている変電設備等および施行により新たに規制対象となる蓄電池設備について、所要の経過措置を設ける。

## 函館市火災予防条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(変電設備)</p> <p>第13条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のものおよび次条第1項各号列記以外の部分に規定する急速充電設備を除く。以下同じ。）の位置、構造および管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(3)の2 <u>キュービクル式のものにあつては、建築物等の部分との間に換気、点検および整備に支障のない距離を保つこと。</u></p> <p>(3)の3～(10) （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（急速充電設備）</p> <p>第13条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体および充電ポスト（コネクターおよび充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造および管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) <u>雨水等の浸入防止の措置を講ずること。</u></p> <p>(5)～(19) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（蓄電池設備）</p> <p>第15条 <u>屋内に設ける蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が4,800</u></p>	<p>(変電設備)</p> <p>第13条 （略）</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(3)の2 建築物等の部分との間に換気、点検および整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3～(10) （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（急速充電設備）</p> <p>第13条の2 （略）</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) <u>その筐体は、雨水等の浸入防止の措置を講ずること。</u></p> <p>(5)～(19) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（蓄電池設備）</p> <p>第15条 <u>蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のものおよび蓄</u></p>

アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。) の電槽は、耐酸性の床上または台上に転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上または台上にあつては、耐酸性の床または台としないことができる。

2 (略)

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造および管理の基準については、第12条第4号、第13条第1項第3号の2、第5号、第6号および第9号ならびに第2項ならびに本条第1項の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置等の届出)

第53条 火を使用する設備またはその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者（位置または構造を変更しようとする者を含む。）は、あらかじめ、その旨を消防長または消防署長に届け出なければならない。

- (1)～(12) (略)
- (13) 蓄電池設備
- (14)・(15) (略)

電池容量が10キロワット時を超えるものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。) は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、または破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上または台上に設けなければならない。

2 (略)

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上および道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるものならびに消防長または消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造られ、または覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造および管理の基準については、第12条第4号、第13条第1項第3号の2、第5号、第6号および第9号ならびに第13条の2第1項第4号の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置等の届出)

第53条 (略)

(1)～(12) (略)

- (13) 蓄電池設備 （蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）
- (14)・(15) (略)

別表第3（第3条、第21条関係）

種類			離隔距離 (cm)						
(略)		(略)	入力	上方	側方	前方	後方	備考	
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
气体燃料 ちゅう房設備	不燃以外 開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キヤビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	100	15 注	15	15 注	注：機器本体上方の側方または後方の離隔距離を示す。	
	不燃 開放式	据置型レンジ	21kW以下	100	15 注	15	15 注		
	不燃 開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キヤビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	80	0	—	0		
(新設)									
上記に分類されないもの		使用 温 度 が 800 ℃ 以 上 の も の	—	250	200	300	200		
		使用 温 度 が 300 ℃ 以 上	—	150	100	200	100		

別表第3（第3条、第21条関係）

種類			離隔距離 (cm)						
(略)		(略)	入力	上方	側方	前方	後方	備考	
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
气体燃料 ちゅう房設備	不燃以外 開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キヤビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	100	15 注	15	15 注	注：機器本体上方の側方または後方の離隔距離を示す。	
	不燃 開放式	据置型レンジ	21kW以下	100	15 注	15	15 注		
	不燃 開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キヤビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	80	0	—	0		
(新設)									
上記に分類されないもの		使用 温 度 が 800 ℃ 以 上 の も の	—	250	200	300	200		
		使用 温 度 が 300 ℃ 以 上	—	150	100	200	100		
不燃以外 の 炭火焼き器		木炭を燃料とするも	二	100	50	50	50		
不燃 の 炭火焼き器		木炭を燃料とするも	二	80	30	—	30		
上記に分類されないもの		使用 温 度 が 800 ℃ 以 上 の も の	—	250	200	300	200		
		使用 温 度 が 300 ℃ 以 上	—	150	100	200	100		

		800℃未満の もの						
	使用 温 度 が 300℃未満の もの	—	100	50	100	50		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

備 考  
1 ~ 3 (略)

		800℃未満の もの						
	使 用 温 度 が 300℃未満の もの	—	100	50	100	50		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備 考  
1 ~ 3 (略)